

重要事項説明書

医療法人 岐阜勤労者医療協会
すこやか診療所通所リハビリ

第1条：事業の目的

医療法人岐阜勤労者医療協会が開設する、すこやか診療所（以下「当事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護又は要支援状態の者（以下「要介護者等」という。）で、かかりつけ医師が通所リハビリの必要性を認めた要介護者等に対し、適正な通所リハビリを提供することを目的とする。

第2条：運営の方針

- 当事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて通所リハビリを行い、日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 通所リハビリの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項についてわかりやすく指導・説明を行う。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条：名称及び、所在地

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所名	すこやか診療所
所在地	岐阜市北山1丁目13番11号

第4条：従業者の職種、員数及び職務の内容

- 管理者 作業療法士1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び、業務の管理を一元的に行う。
- 医師 医師1名（常勤兼務）
医師2名（非常勤兼務）
医師は、通所リハビリの計画策定を従業者と共同して作成するとともに、通所リハビリの実施に係わる従業者への指示を行う。
- 理学療法士等 理学療法士1名（常勤専従1名）
作業療法士2名（常勤兼務1名、非常勤専従1名）
理学療法士等は、共同で作成された通所リハビリテーション実施計画書に沿った通所リハビリの提供に当たる。
- 介護職員等 介護福祉士1名（常勤専従）
介護福祉士5名（非常勤専従）
理学療法士等と協力し、リハビリの補助ならびに利用者の介助及び介護を中心に行う。

第5条：営業日・営業時間及び利用定員

- 営業日 月曜日から金曜日（祝日は営業）
- 休業日 土曜・日曜・年末年始（12月30日～1月3日）
- 営業時間 ①9:00～10:30 ②10:30～12:00 ③13:30～15:00 ④15:00～16:30
⑤10:00～11:30 ⑥14:00～15:30
- 利用定員 営業時間毎に各6～7名
(月曜日①②③各7～9名、水・金曜日①②③⑤各7～9名)

第6条：通所リハビリの内容及び、利用料等

1. 通所リハビリの内容は次の通りとする。
①病状・障害の観察 ②評価 ③自主トレーニングプログラム作成 ④機能訓練 ⑤日常生活動作及び日常生活関連動作訓練 ⑥福祉用具・装具などに関する相談・アドバイス ⑦住宅改修などに対する相談・アドバイス ⑧利用者及び介護者に対する精神支援 ⑨他職種との情報交換及び協力 ⑩その他、医師の指示による。尚、入浴については設備上内容には含まない。
2. 通所リハビリを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割か2割又は3割とする。
3. 以下のものについて提供を行った場合、その費用を徴収する。
 - * リハビリを目的とする材料費
 - * 紙パンツ代
 - * 社会参加を目的とした屋外活動等の実費
4. 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得る。

第7条：虐待防止に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権の保護・虐待等の防止のため次の処置を講ずる。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報する。

第8条：通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、岐阜市、関市及び、各務原市のそれぞれ一部とする。
＊地域詳細は、「通常の事業地域一覧」にて表示。

第9条：ご利用にあたってのお願い

1. サービス担当者会議や居宅訪問時など、ご自宅に伺った際のお茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。その際、喫煙もご遠慮ください。
2. 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、事前に事業所の同意を受けて下さい。
3. 送迎時や訪問時、ペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
4. 飲酒してからの通所リハビリのご利用はおやめください。
5. 敷地内禁煙です。通所リハビリ敷地内での喫煙はおやめください。

第10条：ご利用にあたっての禁止事項について

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの配慮をお願いします。
2. パワーハラスマント、セクシャルハラスマントなどの行為
3. 職員の写真や動画撮影、録音などを無断で行い、無断でSNSなどに掲載すること。

第11条：苦情を処理するために講ずる措置の概要

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき利用者からの相談や苦情等があった場合、迅速に対応する。

利用者からの相談又は苦情等に対する担当者

相談・苦情受付担当者 酒井 貴美子

相談・苦情解決担当者 高木 佑輔（管理者）

第12条：緊急時等における対応方法

従業者は、通所リハビリを実施中に利用者の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに必要な措置を講ずると共に、主治の医師に連絡する等必要な措置を講じる。

第13条：非常災害対策等

管理者は、別に定める『消防計画』に基づき、非常災害対策と利用者等の安全確保に努める。また、岐阜市地域防災計画への協力に努めることとする。

第14条：暴力団への排除

この規定の趣旨と内容は、岐阜市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

第15条：サービス提供記録の開示について

当事業所は利用者から記録の閲覧、謄写、または事業計画および財務状況の閲覧を求められた場合、原則としてこれに応じる。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められた場合に限りこれに応じる。

第16条：その他運営に関する事項

1. 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設ける。
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、医療法人岐阜勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。